

## だいし為替特約付外貨定期預金規定

この預金は、本規定及びだいし為替特約付外貨定期預金（夢外貨）新規申込書兼口座振替依頼書兼印鑑届（以下「申込書」という）により取扱います。

### 第1条 預金の支払時期

この預金は、満期日に自動解約し、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金します。

### 第2条 預金の受入れ

(1) 受入方法は次のとおりです。

- ①募集型（あらかじめ募集期間を設定し、その期間内にお申しいただきます。）
- ②個別型（随時お申しいただけます。）

(2) この預金に受入れできるものは次のとおりです。

- ①現金及び外国通貨
- ②当店を支払場所とする円貨建及び外貨建手形・小切手（以下「証券類」という）

(3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、当店で返却します。

(4) この預金は、証書を発行いたしません。お取引内容等は、後日送付される取引報告書にてご確認ください。

### 第3条 満期時の取扱い

この預金の元利金は、満期時に次の(1)(2)のいずれかによって払出します。

(1) 満期日の2営業日前の東京時間午後3時の為替相場が、特約判定レート（注1）より円安と判定される場合は、満期特約レート（注2）で円貨に交換し、円貨の指定口座に入金します。（この場合の営業日とは、東京市場における外国為替市場の営業日をいいます）

（注1）特約判定レート：①募集型：満期日の払戻通貨を決める基準となる為替レートで、預入時に決定します。

②個別型：満期日の払戻通貨を決める基準となる為替レートで、約定日に決定します。

（注2）満期特約レート：満期日に円貨に交換する際の為替レートです。

(2) 満期日の2営業日前の東京時間午後3時の為替相場が、特約判定レートと同値あるいはそれ以上の円高と判定される場合は、外貨のまま、外貨の指定口座に入金します。

(3) 満期日2営業日前の東京時間午後3時の為替相場の判定は、当行が、市場実勢等を勘案し合理的な判断に基づいて行います。

### 第4条 利息

(1) この預金の利息は、申込書記載の期間、利率によって計算します。

(2) この預金の利息は、1通貨単位を付利単位とし、1年を365日として日割で計算します。

### 第5条 預金の満期前解約

(1) この預金は、満期日前に解約することはできません。ただし、当行がやむを得ないと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、解約に伴う損害金を申し受けます。損害金は、満期日前解約日から満期日までの期間に対応する同条件の預金を新たに調達（再構築）するための、満期日前解約時点の市場価格で計算された再構築費用により算出されます。

(2) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約するとき、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または自署のうえ当店へ提出してください。

(3) この預金を満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数、及び解約日の外貨普通預金利率によって計算した利息を元金とともにあらかじめ指定された満期日の元利金入金指定口座の外貨指定口座に入金します。

### 第6条 手数料等

この預金を通じて行われる取引に関する手数料、費用、外貨支払いに伴う手数料、外国通貨で預け入れまたは払戻しする場合の手数料、その他諸費用については、当行所定の料率、計算方法により直ちに支払うものとします。

### 第7条 届出事項の変更

(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届け出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

### 第8条 印鑑照合等

諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取

り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については当行は責任を負いません。

#### **第9条 譲渡・質入の禁止**

- (1) この預金は、当行の承諾なしに譲渡または質入をすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### **第10条 為替予約の締結制限等**

第3条(2)により満期日に外貨での払出しが確定するまでは、第3条の特約の他に為替予約をつけることはできません。

#### **第11条 差引計算等**

- (1) 当行に対し弁済期の到達した債務（再構築コスト及びその他関連費用を含む）を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかにかわらず、当行はこの預金をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。
- (2) 前項の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に転換できるものとします。

#### **第12条 適用法令等**

- (1) この預金には、上記規定のほか外国為替に関する法令が適用されます。
- (2) この預金に関して訴訟の必要を生じた場合には、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所を、管轄裁判所とします。

#### **第13条 成年後見人等の届出**

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### **第14条 保険事故発生時における預金者からの相殺**

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。